

## 第16回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年5月25日（木）
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用443会議室

○司会 それでは、ただいまより第16回行政手続部会の記者会見を行いたいと思います。  
会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。  
それでは、お願いします。

○石崎参事官 それでは、第16回行政手続部会ということで本日行いました。  
本日は「行政への入札・契約に関する手続」です。これは、3月末の行政手続部会の取りまとめで継続検討事項となっている案件でありますけれども、それについての事業者団体からヒアリングと関係者からのヒアリングであります。

最初のページの事業者団体からのヒアリングで見ただけであれば分かりますけれども、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小建設業協会ということで、基本的に、特にアンケート調査などでは中小企業から入札・契約の手続について簡素化してほしいということがございましたので、地方の中小企業も含めて中小企業関連の団体からのヒアリングを行っております。

行政への入札の関係省庁からのヒアリングということで国土交通省、これは、どちらかというと公共工事について、総務省に関してはそれ以外についてのところでありまして、それぞれからのヒアリングを行いました。

具体的な中身については大槻参事官から御説明させていただきます。

○大槻参事官 では、各団体の資料を簡単に御説明したいと思います。

最初の資料1-1が日本商工会議所です。

おめくりいただいて、資料1-1の2ページを御覧ください。「2. 公共工事における入札・契約に関する手続の事例」ということで、下に公共工事の入札の流れの絵がありますけれども、例えば左を見ていただくと、建設業許可取得、経営事項審査、競争参加資格審査申請と3つ〇がついていますが、こういった3つの手続について「事業者の声」というのが左にありまして、複数回資料の提出を求められたり、同じような内容の書類を提出する必要があるといったことが負担であるという話がありました。

また、右のほう、入札、契約、監督、検査のところ大きく〇がありますけれども、上の「事業者の声」は、実際に調整に長い時間がかかっている。ヒアリングの日時が決め打ちで、融通が利かない。こういった声があるといった紹介がありました。

おめくりいただいて、3ページですけれども、上のほうに具体的な簡素化の提案というのが2つございまして、1つが簡易確認型入札制度です。これは左半分の絵でございまして、従来、入札において全競争参加者に対して資格の確認資料、入札書を出してもらっていた

のですが、右のほうで、最初に簡単な入札参加資格資料を1枚程度プラス入札書を全参加者に出してもらって、落札候補者の決定をして、上位3者に絞った後にさらに詳しい資料を出してもらおう。このようなやり方があるのではないかという提案がありました。下に出典とありますが、実際、国土交通省関東地方整備局で試行を始めているものでございます。

右側に「②チェックリストによる自己証明方式」とありますけれども、これも書類をいろいろ出してほしいということなのですが、実際に出すのではなくて、チェックリストでちゃんと社内、事務所で保有していますということを証明しますというものに変えられないか。逆にここで虚偽の事実を言っていた場合は入札資格停止等の措置のペナルティーをとるというものでございます。

おめくりいただいて、資料1-2、商工会連合会の資料でございます。

商工会連合会につきまして、契約の段階ごとに意見を述べていますけれども、例えば最初の経営事項審査の手続のところ、(2)負担解消のための解決提案とありますが、共通する書類については、法人番号、マイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照できる仕組みを構築し、添付書類を省略化できないか。また、電子申請を行えないかといった意見がございます。

その他、幾つか入札・契約の段階ごとに意見がありますけれども、国、県、市町村で申請書や添付書類の統一化を行えないか。あるいはいろいろな資料の閲覧に関してオンラインが使えないか。そういった意見がございました。詳しくは省略いたします。

資料1-3がございまして、全国中小企業団体中央会でございまして、こちらも幾つか意見が出ておまして、例えば(1)経営事項審査の手続ですと、決算関係書類について税別の書類だけでなく、税込みの書類も可とできないかといった意見がございました。中小企業は決算書類を作るだけでもなかなか大変なので、もともとできているものを使えないかというのがこの趣旨でございました。

おめくりいただいて、資料1-4、全国中小建設業協会からです。

これも段階別に幾つか意見がありますけれども、まとめて申しますと、国や県が手続に当たってきめ細かな配慮をする観点から求める書類が当然多くなるというのは分かる。もっと少なくしてほしいという気持ちもあるけれども、むしろ手続の公平性を確保するために厳しくチェックをお願いしたい、そういった御意見がございました。また、国、県、市町村の間の連携が不十分ではないか。特に県、市町村間の連携が不十分ではないかという話もございました。また、例えば働き方改革を進めていくという観点から、若者の入職を進めるみたいな観点もあるのですが、そこだけではなくて、地方の中小の建設会社は高齢者も雇用しているという観点があって、いろいろなバランスを取って審査をやってほしいという意見もございました。

団体からは以上でございます。

資料2です。まず、国土交通省の関係でございます。

最初に経営事項審査の関係ですけれども、1ページ目に制度の説明がございました。下の

箱にあります。経営事項審査というものを許可行政庁、国ないし都道府県が行って、その経営事項審査の総合評定値、それから各発注者、これは国、自治体、様々でございますけれども、それぞれ評価点を付けたもの、それを足し合わせたもので実際、発注者ごとにランク分けあるいは名簿を作成していく。そして、個別工事への入札参加を見ていくということでございます。

どうしてこういう経営事項審査を行っているのか。真ん中のところに「意義」とありますけれども、1つ目の○、各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価をする。また、審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減という意義があるという御説明がございました。

2ページ目、上の段は審査の活用状況ということで、国、特殊法人等、地方公共団体に活用されているという記述でございます。

3ページ目以降、4ページ、5ページと表が続いてはいますが、経営事項審査の審査項目あるいは算式についての説明でございます。

6ページ目が経営事項審査の流れということで、誰が分析をしているのかといったフローがございます。最終的には競争参加資格申請時に発注者のところに総合評定値通知書が提出されるということでございます。

7ページ、建設産業政策会議ですけれども、国土交通省の中でもこのような学識経験者等から構成される会議が設置されておまして、ワーキングを設けて、主な検討事項とありますけれども、様々な検討がなされております。

8ページ目に飛ぶのですが、その中で、1つ目の○にあります。建設業許可や経営事項審査の申請手続について、電子申請や申請時に必要となる書類の簡素化を行う方向で検討を進めているということで、国土交通省のほうでも検討を進めるという御説明がございました。

9ページ目以降は競争参加資格に係る手続ということで、10ページ目、公共工事の競争参加資格審査ということなのですが、3つ目の○ですが、平成16年度からは、各府省等も参加して申請窓口を一本化している。このような取り組みを進めているということがございまして、申請者のメリットのところにあります。このように申請の窓口が一本化されていますので、このサイトの中で入力・送信をすれば、一つのデータで全ての希望機関、各省庁等に申請ができるということがございます。国土交通省では、保有するデータを活用しているということがございます。

11ページ、12ページは実際のサイト上の画面の解説です。

13ページ目、中央公共工事契約制度運用連絡協議会というものがある。これは、関係省庁、独法等が参加して、こういったものの中で公共工事に関する契約制度の運用の合理化について情報の共有を行っているという説明がございました。

14ページ目からが国土交通省が進めている、入札手続の簡素化の取り組みということで、

15ページは、総合評価落札方式が進んできているという説明でした。

16ページ目、3つございますが、発注見通しの公表だとか、電子入札システムの実施、書類の簡素化、こういったことも進めてきている。

この中で、17ページ、先ほどの商工会議所の資料にもございましたけれども、簡易確認型の取り組みといったものも進めているという説明がございました。

おめくりいただいて、資料3、総務省の関係の資料です。総務省は、公共工事ではなくて、物品等、役務に関しまして調達総合情報システム、電子調達システムの運用を行っているという説明がございました。

1ページが主な見取図なのですが、最初に物品・役務につきまして、競争参加資格の申請審査を行う調達総合情報システムというものと、あと、実際の個々の案件について入札、契約をしていく電子調達システム、この2つのシステムがあるという話でございます。

おめくりいただいて、2ページ目、なぜこういうシステムができたか。全省庁の統一資格審査ができたのかという経緯ですけれども、平成10年に遡るのですが、当時、内閣総理大臣直轄のタスクフォースができて、ここで、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化を検討するというのを踏まえたものだというところでございました。

3ページが実際のシステムの運用ということでございますけれども、一番下に入札参加事業者とありますが、参加事業者からインターネット申請をしていただいて、ここで審査を行うということでございます。その結果は別途郵送で通知されるということなのですが、有資格者名簿の閲覧が事業者でできたり、各省の調達情報の閲覧ができるといったものが入ったシステムでございます。

おめくりいただいて、4ページ目、もう一つ、電子調達システムですけれども、これも同じく平成17年以降、経緯があって、電子化されることになったということでございます。

5ページは実際の運用ということで、クマの絵がありますけれども、実際、事業者利用者登録をしていただいて、入札・契約に至る手続をこのシステム上でできるということでございます。

おめくりいただいて、6ページですけれども、今後の課題・取り組みということで、目標としては、政府調達に関して資格審査から契約までの事務を一貫して電子化することで、事業者の参加機会の拡充・柔軟化をして、入札の参加コストを軽減する。また、国にとって調達コストの低減を行うということがございます。もう一つは、いろいろな情報を共有、利活用、オープンデータ化をすることで、一層の公正性・透明性を確保するというところでございます。

課題・取組事項ということで、マイナンバーカードや電子委任状等に対応したシステム、こういった基盤の整備に着手する。また、オープンデータ化の推進、法人番号の利用だとか、法人番号の併記の検討を進める。また、調達システムに蓄積されるいろいろな情報、契約結果だとか価格情報といったものを参考にして、さらなる調達コストの低減に努めるということがございます。

7ページですけれども、推進体制ということで、各省庁の連絡会議がございまして、ここで情報の共有やさまざまな検討を行っているという説明がございました。

以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、当てられましたら御所属とお名前をお話しの上、御質問ください。

いかがでしょうか。

○記者 読売新聞のアベと申します。

きょう、ヒアリングをやって、今後なのですけれども、このヒアリングを踏まえてどういう対応をするか。次回にはもうまとめるということでしょうか。

○石崎参事官 次回にまとめるのはちょっと早くて、恐らく論点を整理して、各省共通の方針みたいなものを出していく必要がありますから、今日のヒアリングを基に論点をまとめて、それから方針を出していくということですので、次回というよりは、もう数回審議をして、取りまとめを行いたいと思っております。できれば6月中とは思っていますけれども、大体、今後1、2カ月以内にはある種の方向性を出していきたいと思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第16回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。